

まち・道づくりニュース

第22号

発行/杉戸地区 まち・道づくり協議会
平成31年3月吉日

東武動物公園駅東口通り線の整備がスタートしました。

平成20年に協議会が発足し、これまで東武動物公園駅東口周辺整備の事業化を目指し、事業区域や整備手法などの検討を進めてきました。

東武動物公園駅東口通り線について、埼玉県が施行する県道区間の街路事業認可に続き、杉戸町が施行する町道の一部区間も街路事業として認可を得ることが出来ました。沿道整備街路事業部分についても、地権者の皆様と個別に交渉を進めている段階であり、事業認可取得に向けて推進していきます。



■杉戸地区
鈴木会長

やっとの思いで事業認可にたどり着きました。今後は宮代町と共同により、「魅力があり、活気のある商店街」を作っていかななくてはならないと思いますので、皆様方におかれましては完成までご協力をお願いします。



■杉戸町
竹内副町長
(古谷町長挨拶代読)

この事業は、まちの玄関口として地域創生、安心・安全のまちづくりの観点から重要な事業です。早期整備のため力を尽くしていきますので、皆様方におかれましても引き続きお力添えを頂きたいと思えます。



■埼玉県議会
岡県議

ようやく東口通り線の事業をスタートすることが出来ました。この事業は次の世代にとって大切な事業です。両町と力を合わせて事業推進するよう、全力で埼玉県に働きかけていきますので、ご協力をお願いします。



■宮代地区
岩崎会長

この事業は単なる道路の整備だけでなく、まちづくりとして将来を担う子や孫のために、商店街の再生を行うことが、今いる私たちの使命だと思います。実現に向けて皆様方のこれまで以上のご協力をお願いします。



■宮代町
新井町長

駅前広場に続き、東口通り線の県道区間と杉戸町の町道区間の一部が事業認可になりました。今後も埼玉県、杉戸町との連携によるまちづくりを推進してまいりますので、皆様方におかれましても引き続きご協力をお願いします。



■埼玉県議会
吉良県議

皆様方のこれまでの取り組みに感謝と経緯を申し上げます。事業認可となり、大きな期待と不安があると思いますが、皆様の思いを形に出来るよう働きかけていきますので、引き続きご指導ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

■杉戸地区・宮代地区まち・道づくり協議会合同会議を開催

【第1回合同協議会】 平成31年2月7日（木） 場所：杉戸町役場

参加者41名（うち杉戸地区26名）

【当日の概要】

（1）東武動物公園駅東口通り線の事業認可（報告）について

都市計画道路東武動物公園駅東口通り線の事業認可を受け、宮代地区と合同での協議会を開催し、施行者である埼玉県及び杉戸町から事業認可について報告を受けました。

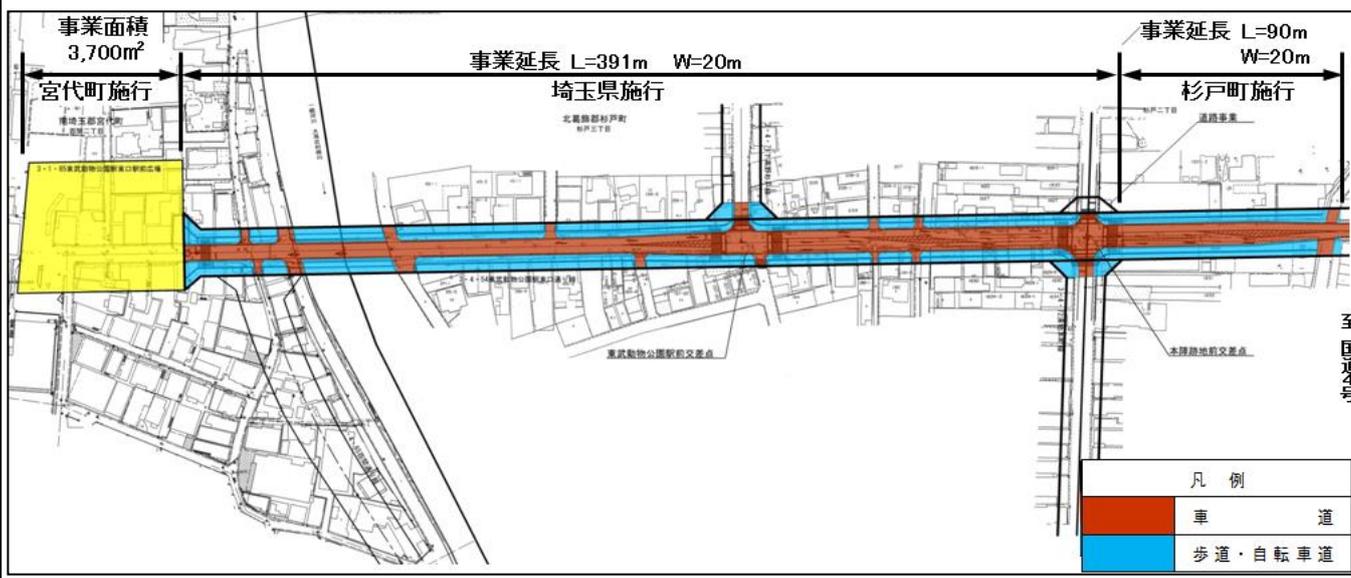


区域	事業認可	事業期間	事業主体
①駅前広場 (駅前広場事業)	平成29年8月4日	平成29年度～平成35年度	宮代町
②県道区間 (街路事業)	平成30年12月28日	平成30年度～平成36年度	埼玉県
③町道区間 (街路事業)	平成31年1月18日	平成30年度～平成34年度	杉戸町
④県道区間の一部 (沿道整備街路事業)	平成31年度(取得予定)	平成31年度～	杉戸町

※事業期間は事業の進捗により延伸されることがあります。

（2）東武動物公園駅東口通り線の整備計画について

東武動物公園駅東口通り線について、設計概要図や標準断面図等を基に計画の説明を受けました。



(3) 事業化・事業認可について

事業認可によって、個人が公共事業のために土地を譲渡した場合、その土地の譲渡について特別控除として5千万円控除することが出来ます。

また、次のような法令による様々な制限について説明を受けました。

(4) 事業認可に伴う制限等

◆建築等の制限（都市計画法第65条）

事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築等を行う際は、都道府県知事等の許可を受けなければなりません。

◆土地建物売買の制限（都市計画法第67条）

事業地内の土地建物等を売買する際は、事前に、予定対価の額、買い主等について書面で届出なければなりません。

⇒届出後、埼玉県などの事業主と届出者と協議の上、30日以内 to 買取るかどうかを通知します。

- ・ 買い取る場合 : 売却予定金額に相当する代金で買い取る。
- ・ 買取協議が成立しない場合 : 買い主等に売却可能となる。

※罰則 : 届出なく売却を行った場合、50万円以下の罰金（都市計画法第95条）

◆土地収用法の適用（都市計画法第70条）

都市計画事業の認可の告示をもって、土地収用法（第26条第1項）の事業認定の告示と見なされ、土地収用法に基づく各種規定が適用されます。

- ・ 土地所有者等には収用委員会への裁決申請請求権、補償金支払請求権等が発生

⇒収用委員会に土地を買って欲しい・補償金も支払って欲しいという申請が出来るようになる。

■今後の進め方（街路事業）

【県道区間（街路事業）】

（埼玉県施行）

事業期間：H30～H36年度（7年）



【町道区間（街路事業）】

（杉戸町施行）

事業期間：H30～H34年度（5年）



※認可申請時の計画であり、事業の進捗により実施年度を変更することがあります。

■沿道整備街路事業による事業工程（案）・今後の進め方

【県道区間の一部（沿道整備街路事業）】

（杉戸町施行）

事業期間：H31～

区 分	平成30年度		平成31年度			
	2月	3月	4月	5月	6月	7月
同意書取得	→					
建物等調査	→					
測量調査			→			
沿道整備街路事業認可申請					→	
沿道整備街路事業認可取得予定						●



※現時点の事業工程であり、認可取得時期が確定しているものではありません。

幹事会を開催しました。

平成30年末に幹事会を開催し、進捗状況などの報告や意見交換会を行いました。
幹事会における議題については以下のとおりです。

■第1回幹事会

日時：平成30年12月7日（金） 場所：杉戸町役場 本庁舎 1階会議室

議題1 東武動物公園駅東口整備にかかる進捗状況について

議題2 今後の事業スケジュールについて

議題3 まち・道づくり協議会の今後について

沿道整備街路事業の進捗について

東武動物公園駅東口通り線が街路事業として認可を得られたことから、沿道整備街路事業についても合意形成を得られた段階で事業認可申請ができる状況となりました。

今年の1月から個別に沿道整備街路事業予定区域の地権者の方々と交渉を進めています。これから最終的なご意向を取りまとめて、平成31年度の7月末には沿道整備街路事業部分の事業認可を得られるよう進めていきますので、ご協力の程宜しくお願ひします。

「まち・道づくり協議会」へのご意見・お問い合わせは…

会 長：鈴木 豊（あづまや）

TEL：0480-32-0216

事務局：杉戸町 東口通り線整備推進室

TEL：0480-33-1111（内線370）

FAX：0480-33-2958